TSK 月島機械株式会社

証券コード：6332

第156回
定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年6月26日（火曜日）午前10時

（受付開始　午前9時）

開催場所

東京都中央区晴海四丁目7番28号

ホテルマリナーズコート東京

4階　白鳳

目次

第156回定時株主総会招集ご通知 …… 2

株主総会参考書類 …… 5

第1号議案　取締役9名選任の件

第2号議案　監査役1名選任の件

第3号議案　補欠監査役1名選任の件

（提供書面）

事業報告 …… 14

連結計算書類 …… 42

計算書類 …… 45

監査報告 …… 47

株主総会ご出席の皆様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

当社第156回定時株主総会を6月26日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および平成29年度の事業概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

平成30年6月

代表取締役社長

山田和秀

企業理念

- わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
- わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
- わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

招集ご通知

株主の皆様へ

証券コード　6332
平成30年６月５日

東京都中央区晴海三丁目５番１号
月島機械株式会社
代表取締役社長　山　田　和　彦

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年６月25日（月曜日）午後５時５分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1 日　　時	平成**30**年**6**月**26**日（火曜日）**午前10時**（受付開始　午前９時）	
2 場　　所	東京都中央区晴海四丁目７番28号 **ホテルマリナーズコート東京　４階　白鳳** **（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）**	
3 目的事項	**報告事項**	１．第156期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第156期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　取締役９名選任の件 第２号議案　監査役１名選任の件 第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席願えない場合の議決権行使についてのご案内

●書面(郵送)による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月25日（月曜日）午後５時５分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

●インターネット等による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）を通じて平成30年６月25日（月曜日）午後５時５分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後掲４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

機関投資家の皆様には、㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

その他の招集に関する事項

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

●当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tsk-g.co.jp）に修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.tsk-g.co.jp）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告の作成に際し、監査役および会計監査人の監査対象の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1．インターネットによる議決権行使について

（1）インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です（毎日午前２時から午前５時までは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用できない場合もございます。）。

［議決権行使ウェブサイト］　https://evote.tr.mufg.jp/

（2）議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。
（3）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
（4）議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
（5）インターネットによる議決権の行使は、平成30年６月25日（月曜日）午後５時５分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2．パスワードの取り扱い

（1）株主総会招集の都度、新しい「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご通知いたします。
（2）パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3．インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

電　　話　０１２０－１７３－０２７（通話料無料）
受付時間　午前９時から午後９時まで

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1

やま　だ　かず　ひこ
山　田　和　彦

(昭和22年１月１日生)

再任

取締役会出席回数　13回/13回

所有する当社の株式数

91,410株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和44年４月　当社入社
平成10年４月　当社理事
平成12年６月　当社取締役
平成14年６月　当社常務取締役
平成15年６月　当社代表取締役専務取締役
平成17年６月　当社代表取締役社長社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

代表取締役社長就任以来、全社的業務改革を推進するとともに、環境エネルギーの分野への進展および海外ビジネスの展開を図り、当社の持続的成長の基盤を構築してまいりました。経営者としての高い見識、豊富な経験と実績を有することから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2

槙島 亀久夫（まきしま きくお）

(昭和21年10月19日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

33,000株

● **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和44年 4 月	当社入社
平成10年 4 月	当社理事
平成12年 6 月	当社取締役
平成14年 6 月	当社常務取締役
平成16年 6 月	サンエコサーマル株式会社代表取締役社長
平成19年 6 月	月島環境エンジニアリング株式会社代表取締役社長
平成27年 4 月	同社代表取締役会長（現任）
	当社専務執行役員（現任）
	当社産業事業本部長
平成27年 6 月	当社代表取締役（現任）
平成30年 4 月	当社社長特命担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり子会社の代表取締役として、また産業事業全般にわたる責任者として経営に携わってまいりました。経営者としての高い見識、豊富な経験と実績を有することから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3

中島 和男（なかじま かずお）

(昭和27年9月28日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

34,500株

● **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和50年 4 月	当社入社
平成15年 6 月	当社コストエンジニアリング部長
平成17年 6 月	当社執行役員
平成20年10月	当社常務執行役員
平成21年 6 月	当社取締役執行役員技術管理本部長
平成23年 1 月	当社エンジニアリング本部長
平成25年 4 月	当社取締役常務執行役員
平成26年10月	当社技術管理本部長
平成27年 4 月	当社取締役専務執行役員（現任）
	当社開発本部長
平成29年 4 月	当社調達管理本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり設計、製造、調達、品質管理等、技術部門の責任者として経営に携わってまいりました。経営者としての高い見識、豊富な経験と実績を有することから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4

藤井義郎（ふじい よしろう）

（昭和33年５月27日生）

再任

取締役会出席回数　9回/9回

所有する当社の株式数

7,700株

● **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和56年４月	株式会社三菱銀行入行
平成18年５月	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）営業第一本部営業第一部長
平成20年３月	株式会社池田銀行執行役員
平成22年５月	株式会社池田泉州銀行常務執行役員
平成23年７月	高砂熱学工業株式会社執行役員
平成28年８月	当社顧問
平成28年10月	当社常務執行役員（現任） 当社企画・管理本部副本部長
平成29年４月	当社企画・管理本部長（現任）
平成29年６月	当社取締役（現任）

【取締役候補者とした理由】

金融機関および建設業における長年の経験と財務に関する豊富な知見を有し、当社の企画、財務、総務等の管理部門全般の責任者として経営に携わっております。引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

5

藤田直哉（ふじた なおや）

（昭和39年２月５日生）

再任

取締役会出席回数　7回/9回

所有する当社の株式数

6,100株

● **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和62年４月	三井物産株式会社入社
平成14年11月	物産パッケージサービス株式会社代表取締役社長
平成24年７月	リテールシステムサービス株式会社代表取締役社長
平成28年１月	三井物産株式会社食品事業本部リテール事業部長
平成29年４月	当社常務執行役員（現任） 当社産業事業本部副本部長
平成29年６月	当社取締役（現任）
平成30年４月	当社産業事業本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

総合商社において食品・化学産業分野を中心に国内外の豊富な経験と実績を有し、当社の産業事業部門の責任者として経営に携わっております。引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

6

鷹取啓太（たかとり けいた）

（昭和40年７月29日生）

新任

所有する当社の株式数

9,000株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和63年４月	当社入社
平成16年７月	当社環境事業部長
平成19年６月	寒川ウォーターサービス株式会社代表取締役（現任）
平成20年10月	当社経営企画部長
平成21年６月	当社執行役員
平成26年12月	尾張ウォーター＆エナジー株式会社代表取締役（現任）
平成29年４月	当社常務執行役員（現任） 当社水環境事業本部副本部長
平成30年４月	当社水環境事業本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

水環境事業ならびに企画部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有し、当社の水環境事業全般の責任者として適任であると判断したため、取締役としての選任をお願いするものであります。

7

二村文友（ふたむら ぶんゆう）

（昭和22年１月９日生）

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

3,800株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和47年４月	新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社
平成13年６月	同社取締役
平成18年４月	同社常務取締役
平成18年６月	同社常務執行役員
平成19年４月	同社副社長執行役員
平成19年６月	同社代表取締役副社長
平成21年４月	同社取締役
平成21年６月	新日鐵化学株式会社（現新日鉄住金化学株式会社）代表取締役社長
平成25年６月	同社取締役相談役
平成26年４月	同社相談役
平成27年６月	当社社外取締役（現任） ダイソー株式会社（現株式会社大阪ソーダ）社外取締役（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたる製造業における企業経営の豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただいておりますので引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

8

小田木（おだぎ）　毅（たけし）
（昭和17年９月14日生）

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数　９回/９回

所有する当社の株式数

－株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和45年 4 月	司法修習修了・弁護士登録
	石井法律事務所弁護士
昭和55年 4 月	石井法律事務所パートナー弁護士（現任）
昭和61年 9 月	インベスコエムアイエム投資顧問株式会社監査役
平成 2 年11月	インベスコエムアイエム投信株式会社監査役
平成14年 6 月	雪印乳業株式会社（現雪印メグミルク株式会社）社外監査役
平成23年 6 月	東京製綱株式会社社外監査役（現任）
平成29年 6 月	当社社外取締役（現任）

【取締役候補者とした理由】

弁護士として企業法務に精通しており、高度な専門知識と豊富な知見に基づき、当社の経営の透明性、客観性を高める有益な指摘や意見をいただいておりますので引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

9

間塚道義（まづかみちよし）

（昭和18年10月17日生）

新任

社外取締役候補者

所有する当社の株式数

－株

● **略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

昭和43年４月	富士通ファコム株式会社入社
昭和46年４月	富士通株式会社転社
平成13年６月	同社取締役兼東日本営業本部長
平成17年６月	同社取締役専務
平成18年６月	同社代表取締役副社長
平成20年６月	同社代表取締役会長
平成21年９月	同社代表取締役会長兼社長
平成22年４月	同社代表取締役会長
平成24年６月	同社取締役会長
平成26年６月	同社取締役相談役
平成27年６月	日本コンクリート工業株式会社社外取締役（現任）
平成28年６月	富士通株式会社相談役
	株式会社アマダホールディングス社外取締役（現任）
平成30年４月	富士通株式会社シニアアドバイザー（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．二村文友、小田木毅および間塚道義の３氏は、社外取締役候補者であります。
３．二村文友、小田木毅の両氏の在任期間は本総会終結の時をもって二村文友氏は３年、小田木毅氏は１年となります。
４．二村文友、小田木毅の両氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、間塚道義氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
５．当社は、二村文友、小田木毅の両氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結しております。上記の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、間塚道義氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
６．社外取締役候補者である間塚道義氏が平成28年６月まで取締役を務めた富士通株式会社は、平成28年７月に、東京電力株式会社が発注する電力保安通信用機器の取引について独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、平成29年２月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引について、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けました。本件においては、富士通株式会社は公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。
なお、上記の行政処分や違反行為の認定は、同氏が取締役として在任していた期間における事業活動が対象とされておりますが、同氏はいずれの事実にも直接関与しておらず、これらの事実を認識した後、法令遵守に関する取り組みの一層の強化と再発防止の徹底に努めるなど、その職責を充分に果たしておりました。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役髙石健雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

髙石　健雄（たかいし　たけお）

(昭和16年８月16日生)

再任

社外監査役候補者

取締役会出席回数　13回/13回
監査役会出席回数　７回/７回

所有する当社の株式数

24,100株

● 略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和40年４月	富士電機製造株式会社入社
平成３年７月	富士電機株式会社経理部長
平成11年４月	同社電機システムカンパニー事業統括部長
平成13年６月	同社常任監査役
平成15年10月	富士電機ホールディングス株式会社（現富士電機株式会社）常任監査役
平成18年６月	同社顧問 当社社外監査役（現任）
平成20年６月	当社常勤監査役（現任）

【監査役候補者とした理由】

財務および会計に関する高度な専門知識と豊富な知見に基づき、社外監査役として透明性の高い公正な経営監視に向け有益な指摘や意見を述べるなど職責を果たしていただいておりますので、引き続き選任をお願いするものであります。

（注）１．髙石健雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．同氏は、社外監査役候補者であります。
３．同氏の在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
４．同氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
５．当社は、同氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

小林雅人（こばやしまさと）

（昭和35年４月５日生）

所有する当社の株式数

－株

● 略歴および重要な兼職の状況

昭和61年４月	司法修習修了・弁護士登録
	湯浅・原法律特許事務所弁護士
平成９年２月	日本オラクル株式会社社外監査役
平成９年７月	平川・佐藤・小林法律事務所パートナー弁護士
平成15年２月	シティユーワ法律事務所パートナー弁護士（現任）

【補欠監査役候補者とした理由】

弁護士として企業法務に精通しており、高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待し、補欠監査役候補者といたしました。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．小林雅人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、同氏は、当社と顧問契約を締結しているシティユーワ法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は同法律事務所の年間売上高の２％未満であります。

２．同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．同氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

４．当社は、同氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

ご参考

【独立社外役員の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、社外役員の独立性判断基準を次のとおり定めます。

1．当社および当社グループ会社の業務執行者（取締役、監査役または執行役員その他の使用人）でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2．当社の主要株主（議決権所有割合10％以上の株主）の重要な業務執行者（取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員その他の重要な使用人）でないこと。
3．当社が主要株主である会社の重要な業務執行者でないこと。
4．当社の主要な取引先（直近事業年度における当社との取引の対価の受取額が、当社の単体総売上高の２％超となる取引先。金融機関の場合は直近事業年度における当社の借入額が、当社の単体総資産の２％超となる取引先）またはその業務執行者でないこと。
5．当社を主要な取引先（直近事業年度における当社との取引の対価の支払額が、当該取引先の単体総売上高の２％超となる取引先）とする者またはその業務執行者でないこと。
6．当社から多額（直近事業年度において、個人は１千万円以上の金額、法人・団体は当該法人・団体の単体売上高の２％超の金額）の報酬または寄付を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家、研究・教育専門家または当該法人・団体に所属する者でないこと。
7．当社および当社グループ会社の業務執行者の親族関係（３親等以内または同居親族）でないこと。
8．上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

以　上

（提供書面）

事業報告 （平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過および成果

当連結会計年度における当社を取り巻く市場環境は、国内においては、世界経済の先行きに対する不透明感があるものの、企業収益は改善しつつあり、設備投資の穏やかな回復が見られました。海外においては、保護主義的な政策の拡大や地政学的リスク等、景気の下振れが懸念されるものの、緩やかな景気回復の動きが見られました。

このような環境の下で当社グループは、持続的な成長を目指すために「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」を基本方針とした中期経営計画(平成28年４月～平成31年３月)を策定・公表し、事業活動を展開してまいりました。

水環境事業においては、国内上下水道設備の増設更新需要の取り込みや、設備の維持管理業務、補修工事等の営業活動を展開してまいりました。また、設備の建設と長期の維持管理業務が一体となったPFI(*１)、DBO事業(*２)や、FIT(*３)を活用した発電関連分野への営業展開を進めてまいりました。

なお、PFIでは当連結会計年度より愛知県企業庁の犬山浄水場と尾張西部浄水場の２浄水場施設の運営・維持管理業務を行う尾張ウォーター＆エナジー株式会社を新規に連結いたしました。

一方、産業事業においては、設備投資需要を取り込むために国内外におけるプラントおよび単体機器、さらには環境関連設備の営業活動を幅広く展開してまいりました。

また、戦略的投資の一環として下水汚泥からの創エネルギー技術開発や単体機器の更なる改良に注力するとともに、提携企業との協業による提案活動により顧客層の拡大を図ってまいりました。

さらに、平成29年７月３日に株式を取得した三進工業株式会社およびその子会社を第２四半期連結会計期間より新規に連結いたしました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

受注高は1,119億63百万円（前期比50.4％増）、売上高は850億95百万円（前期比21.8％増）となりました。また、損益面につきましては、営業利益は44億30百万円（前期比26.3％増）、経常利益は47億59百万円（前期比23.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億40百万円（前期比35.5％増）となりました。

＊１：PFI（Private Finance Initiative）
施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金、技術、効率的な運用ノウハウなどを活用する仕組み

＊２：DBO（Design Build Operate）事業
事業会社に施設の設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う方式

＊３：FIT（Feed-in Tariff）
再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度（固定価格買取制度）

当連結会計年度における事業部門別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、事業部門ごとの業績をより適正に評価管理するため、当社の共通費等の配賦基準を見直し、事業部門の利益の算定方法の変更を行っております。

このため、前連結会計年度の各事業部門の営業利益については変更後の算定方法により組替えて比較を行っております。

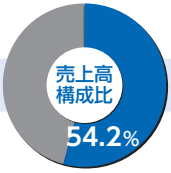

水環境事業

水環境事業においては、国内の水インフラ関連投資は比較的堅調に推移しておりました。また、複数年および包括O&M業務(*４)や設備建設と長期の維持管理業務を一体化したPFI、DBO事業等の発注は増加する傾向にありました。

このような状況の下で当社グループは、国内の上下水道用汚泥処理設備の増設・更新需要を取り込むために、下水処理場向け汚泥燃料化設備、汚泥消化設備、浄水場向け排水処理設備などの汚泥処理設備の営業活動を推進してまいりました。また、O&M業務においても補修工事および包括O&M業務の営業活動を展開してまいりました。その結果、汚泥処理設備では、汚泥燃料化設備、鋼板製消化タンクの受注を果たしました。O&M業務では、業務請負範囲の拡大や複数年のO&M業務の受注を獲得するなど、受注の拡大を推進してまいりました。さらに、FITを活用した汚泥消化ガス発電事業においても複数の案件を獲得し、長期安定収益事業の比率を拡大する取り組みを推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度における水環境事業の受注高は622億83百万円（前期比39.5%増）、売上高は461億46百万円（前期比11.9%増）、営業利益は28億73百万円（前期比7.2%減）となりました。

＊４：包括O&M業務
設備の運転管理業務だけでなく、設備の補修工事や薬品等の供給も含めた包括的な維持管理業務

●受注の主なもの

- 京都市向け鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業
- 埼玉県向け中川流域処理場汚泥処理設備工事（鋼板製消化タンク、攪拌機）
- 小田原市向け高田浄水場脱水機機械電気設備工事

●売上の主なもの（工事進行基準案件を含む）

- 広島市向け西部水資源再生センター汚泥処理設備工事（消化ガスホルダ）
- 中国上海市向け石洞口下水処理場汚泥乾燥焼却設備工事
- 千葉市向け南部浄化センター包括的維持管理業務委託

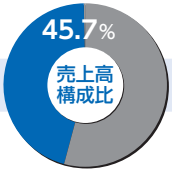

産業事業

産業事業においては、国内では世界経済の先行きに対する不透明感があるものの、企業収益は改善しつつあり、設備投資の穏やかな回復が見られました。海外においては、保護主義的な政策の拡大や地政学的リスク等、景気の下振れが懸念されるものの、緩やかな景気回復の動きが見られました。

このような状況の下で当社グループは、国内外における各種プラント設備および乾燥機、分離機、ろ過機、ガスホルダ等の単体機器の営業活動を展開してまいりました。特に国内外の食品、化学、鉄鋼分野における設備投資需要や更新需要の取り込みに注力してまいりました。また、環境関連においては、国内および海外向けに廃液燃焼システム、固形廃棄物焼却設備、排ガス処理設備等の営業活動を展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度における産業事業の受注高は496億3百万円（前期比66.9%増）、売上高は388億72百万円（前期比36.2%増）、営業利益は14億87百万円（前期比306.5%増）となりました。

●受注の主なもの

・国内　食品会社向け機能性食品製造設備
・国内　エンジニアリング会社向け排ガス処理設備
・韓国　スミトモ セイカ ポリマーズ コリア向け高吸水性樹脂製造設備

●売上の主なもの（工事進行基準案件を含む）

・国内　製糖工場向け製造設備
・国内　化学会社向け素材製造設備
・東南アジア　食品分野向け原料製造設備

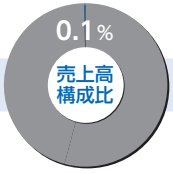

その他

その他においては、当連結会計年度における受注高は76百万円（前期比3.9%増）、売上高は76百万円（前期比3.9%増）、営業利益は69百万円（前期比54.4%増）となりました。

2．設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は23億36百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

(当社)

発電関連設備	1,320百万円
研究開発用設備	343百万円

3．資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

なお、当社グループの資金調達の詳細につきましては後掲24頁の10.に記載の「主要な借入先」をご参照ください。

4．財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	平成26年度 第153期	平成27年度 第154期	平成28年度 第155期	平成29年度 (当連結会計年度) 第156期	前期比 増減率
受注高	66,794	80,263	74,429	111,963	50.4%増
売上高	75,639	75,758	69,862	85,095	21.8%増
営業利益	5,273	5,485	3,508	4,430	26.3%増
経常利益	5,739	5,527	3,842	4,759	23.9%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,344	3,055	2,169	2,940	35.5%増
１株当たり当期純利益（円）	75.25	69.82	49.31	66.51	34.9%増
総資産	105,002	99,753	106,630	118,911	11.5%増
純資産	58,966	58,729	61,257	65,104	6.3%増
１株当たり純資産額（円）	1,337.97	1,323.93	1,376.67	1,454.87	5.7%増

(注) 1．１株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

2．１株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

3．１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において信託銀行に設定した「月島機械従業員持株会信託」が所有する当社株式を含めております。

5．対処すべき課題

当社グループは、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理等の環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の２つを主たる事業領域と捉えております。当社グループは両事業における持続的な成長を目指すために、「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」を基本方針とした中期経営計画（平成28年４月～平成31年３月）を推進するとともに、事業の選択と集中により経営の効率化を図り、計画達成に取り組んでまいります。

（1）安定収益基盤の構築

水環境事業

国内の上下水道分野においては、水インフラ関連の投資は堅調に推移していくものと推定されます。

このような状況認識の下で当社グループは、重要な水インフラである上下水道施設の改築更新需要を取り込み安定収益基盤を確保するため、当社が強みを持つ汚泥処理技術や下水汚泥燃料化などの創エネルギー技術の更なる強化を図ります。また、水インフラを長期間にわたり安定的に維持・運営していくために、包括O&M業務などのO&Mビジネスの営業活動を推進してまいります。さらには、未利用バイオマスを下水汚泥と混合消化することで消化ガス量を増加させ、FITを活用した汚泥消化ガス発電事業に利用することで、消化ガス発電事業を推進し、地球温暖化防止に貢献するとともに更なる長期安定収益の確保に努めてまいります。

産業事業

民間の設備投資においては、国内は経済の緩やかな回復基調を背景に改善方向で推移することが見込まれます。海外は資源価格動向や保護主義的な貿易・政策による不確実性が懸念されるものの、緩やかな成長が期待されます。

このような状況認識の下で当社グループは、各種産業分野における高効率な生産プラント設備や単体機器、ならびに排水・廃液・排ガス・固形廃棄物処理等の環境関連プラント建設および補修工事の営業活動を強化してまいります。

（2）成長基盤の構築

水環境事業

国内の上下水道市場は成熟しておりますが、新興国では人口増加と経済発展により深刻な水不足や水環境保全の問題が生じており、水インフラの需要が拡大しております。また、中進国では整備済みの水インフラ設備の更新や改良・高度化の需要が生じるものと想定されます。

このような状況認識の下で当社グループは、水インフラ市場拡大が期待できるアジアおよび欧州諸国向けに、当社の主力製品である汚泥処理機器を中心に上下水道プラントおよび機器の拡販を推進し、事業の成長を目指してまいります。

産業事業

国内の事業環境は、世界経済の先行きに対する不透明感があるものの、企業収益は改善しつつあり、設備投資の穏やかな回復が期待されます。海外においては、保護主義的な政策の拡大や地政学的リスク等、景気の下振れが懸念されるものの、緩やかな景気回復の動きが見られます。

このような状況認識の下で当社グループは、各海外拠点との連携強化および提携企業との協業による提案活動を推進することで、アジア諸国や欧米地域における海外での各種産業プラントおよび機器の拡販を推進し、事業の成長を目指してまいります。

なお、上述の「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」という基本方針を実現するために、中期経営計画期間においては、以下の内容の機動的な戦略投資を実行してまいります。

1）両事業における研究開発投資として40億円
2）両事業におけるM&A投資として100億円
3）水環境事業におけるFIT事業投資として50億円

当連結会計年度においては、三進工業株式会社の株式を取得するとともに廃棄物処理事業を行う連結子会社サンエコサーマル株式会社の設備改築、当社市川工場の室蘭市への移設に着手しております。

6．重要な親会社および子会社の状況

（1）親会社の状況

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
月島テクノメンテサービス株式会社	180百万円	100.0%	上下水道処理設備の運転・保守管理および補修工事、工業薬品の販売、環境設備に関連する機器・備品の販売
サンエコサーマル株式会社	91百万円	※100.0%	一般廃棄物、産業廃棄物の中間処理(焼却)
月島環境エンジニアリング株式会社	455百万円	100.0%	環境改善および各種化学工業用・一般産業用装置、機器の設計、製造、修理、販売
寒川ウォーターサービス株式会社	50百万円	※55.0%	寒川浄水場排水処理施設における、排水処理施設および濃縮施設の維持・管理、浄水発生土に関する再生利用
月島マシンセールス株式会社	20百万円	100.0%	機械装置および機器類の設計、製造、修理、販売、各種装置・設備の据付配管等の工事
大同ケミカルエンジニアリング株式会社	20百万円	100.0%	酸回収装置等の化学機械装置の設計、製造、施工
BOKELA有限会社	200千ユーロ	100.0%	各種ろ過機の設計、製造、修理、販売
尾張ウォーター＆エナジー株式会社	50百万円	※60.0%	犬山浄水場はじめ2浄水場の排水処理および常用発電等施設の整備、運営・維持管理、浄水発生土の有効利用
三進工業株式会社	50百万円	※100.0%	圧力容器、塔・槽類、熱交換器、鉄骨および一般製缶物の製作、清掃施設工事、機械器具設置工事等

(注) ※印の議決権比率は、子会社が有する議決権を含めて計算しております。

（3）重要な契約の状況（当連結会計年度中）

・当社は、平成29年５月25日付で東京センチュリー株式会社との間で再生可能エネルギーを活用した発電事業の共同検討、上下水道設備での官民連携事業の提案などに関する業務提携契約を締結いたしました。

・当社は、平成29年６月19日付で三進工業株式会社の株式を取得するための株式譲渡契約を締結し、同年７月３日に同社の株式を取得して子会社といたしました。

・当社は、平成30年３月29日付で株式会社日本製鋼所と製造分野の協業に関し、基本協定書を締結いたしました。

7．主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、当社と子会社21社および関連会社10社で構成され、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理等環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の２つを主たる事業と位置付けており、それら以外の事業をその他としておりますが、その主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
水環境事業	1）浄水場・下水処理場等プラントの設計・建設 2）上記プラントに使用される脱水機、乾燥機、焼却炉等各種単体機器の設計・製造・販売 3）浄水場・下水処理場におけるPFI、DBO事業 4）浄水場・下水処理場設備の運転・維持管理・補修およびこれらに付随する業務 5）下水処理場における消化ガス発電事業
産業事業	1）化学、鉄鋼、食品等プラントの設計・建設 2）廃液・廃水・固形廃棄物処理等プラントの設計・建設 3）上記プラントの補修およびこれらプラントに使用される晶析装置、酸回収装置、ろ過機、分離機、乾燥機、ガスホルダ等各種単体機器の設計・製造・販売 4）真空技術応用装置および関連部品の設計・製造・販売 5）一般・産業廃棄物処理事業
その他	1）大型図面・各種書類等の印刷・製本 2）事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸

8．主要な事業所および工場（平成30年３月31日現在）

会社名	拠　点	所在地
月島機械株式会社	本社	東京都中央区晴海三丁目５番１号
	支社	東京都中央区、大阪市中央区
	支店・営業所	札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、広島市、福岡市、浦添市
	工場・研究所	千葉県市川市
	駐在員事務所	ハノイ（ベトナム）、ジャカルタ（インドネシア）、ムンバイ（インド）、カールスルーエ（ドイツ）
月島テクノメンテサービス株式会社	本社	東京都江東区
	支社	大阪市中央区
	支店・営業所	仙台市、郡山市、さいたま市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、福岡市
サンエコサーマル株式会社	本社	栃木県鹿沼市
月島環境エンジニアリング株式会社	本社	東京都中央区
寒川ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県高座郡寒川町
月島マシンセールス株式会社	本社	東京都江東区
大同ケミカルエンジニアリング株式会社	本社	大阪市北区
BOKELA有限会社	本社	カールスルーエ（ドイツ）
尾張ウォーター＆エナジー株式会社	本社	愛知県名古屋市
三進工業株式会社	本社	神奈川県川崎市

9．使用人の状況（平成30年３月31日現在）

（1）企業集団の状況

使用人数	前期末比増減数
2,523名	167名増

（注）使用人数は、就業人員であります。

（2）当社の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
630名	30名減	44.2歳	15.0年

（注）使用人数は、就業人員であります。

10．主要な借入先（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,814百万円
株式会社埼玉りそな銀行	3,638百万円
株式会社横浜銀行	682百万円

（注）１．当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。
２．株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入額には、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入のために設定された月島機械従業員持株会信託が、当社株式を取得するための原資として行った当社保証による借入を含んでおります。当プランについては、後掲25頁の2 ５．に記載の「その他株式に関する重要な事項」をご参照ください。
３．当社グループの資金調達は、主に海外展開支援融資制度によるM&A資金の借入金とPFI事業のために設立した寒川ウォーターサービス株式会社および尾張ウォーター＆エナジー株式会社の借入金であります。
４．株式会社三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日付で 株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

11．その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成30年３月31日現在)

1．発行可能株式総数 180,000,000株

2．発行済株式の総数 45,625,800株

3．株主数 4,682名

4．大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
大同生命保険株式会社	2,115	4.75
太陽生命保険株式会社	1,885	4.23
東京センチュリー株式会社	1,757	3.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,344	3.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,305	2.93
株式会社日本製鋼所	1,300	2.92
高砂熱学工業株式会社	1,287	2.89
GOVERNMENT OF NORWAY	1,230	2.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,212	2.72
応用地質株式会社	1,172	2.63

(注) 1．持株比率は自己株式1,120,474株を控除して計算しております。
2．株式会社三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日付で 株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

5．その他株式に関する重要な事項

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生の拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本インセンティブ・プラン」といいます。）を平成27年２月26日に導入いたしました。

本インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行に「月島機械従業員持株会信託」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、設定後５年間にわたり「月島機械従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、E-Ship信託は当社株式を取得するため、当社保証による銀行借入を行っております。

当事業年度末にE-Ship信託が所有する当社株式数は203,900株であり、４．に記載の「大株主の状況」における自己株式に含めておりません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1．取締役および監査役の氏名等（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 （社長執行役員）	山　田　和　彦	
代表取締役 （専務執行役員）	槙　島　亀久夫	産業事業本部長 事業統括室、単体機器技術部、市川工場担当 月島環境エンジニアリング株式会社代表取締役会長
取締役 （専務執行役員）	中　島　和　男	開発本部長、調達管理本部長、産業事業本部副本部長 品質保証安全管理室、建設部、プラント計画部、プラント設計部、調達部、検査部担当
取締役 （常務執行役員）	渡　邊　彰　彦	水環境事業本部長 東京支社担当
取締役 （常務執行役員）	藤　井　義　郎	企画・管理本部長 関連会社統括、企業倫理、財務部、法務部、CSR統括室担当
取締役 （常務執行役員）	藤　田　直　哉	産業事業本部副本部長 海外統括、営業部、海外営業部、機器拡販推進室担当
取締役	寺　西　正　司	日東電工株式会社社外監査役
取締役	二　村　文　友	株式会社大阪ソーダ社外取締役
取締役	小田木　　毅	弁護士 東京製綱株式会社社外監査役
常勤監査役	佐　野　　広	
常勤監査役	髙　石　健　雄	
監査役	尾　内　正　道	公認会計士、税理士 日東紡績株式会社社外取締役 税理士法人エムオーパートナーズ代表社員

（注）１．取締役寺西正司、二村文友および小田木毅の３氏は社外取締役であります。
２．監査役髙石健雄、尾内正道の両氏は社外監査役であります。
３．監査役髙石健雄氏は富士電機株式会社の経理部長および電機システムカンパニー事業統括部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役尾内正道氏は公認会計士および税理士として財務および会計に精通しており、高度な専門知識を有するものであります。
４．社外取締役および社外監査役の全員は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2．責任限定契約の内容と概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3．当事業年度中の取締役および監査役の異動

（1）就任

・平成29年４月１日付で取締役専務執行役員中島和男氏は調達管理本部長に就任いたしました。
・平成29年６月27日開催の第155回定時株主総会において、藤井義郎、藤田直哉、小田木 毅の各氏は取締役に、尾内正道氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

（2）退任

・平成29年６月27日開催の第155回定時株主総会終結の時をもって、取締役牧　虎彦、重兼壽夫の両氏は任期満了により退任いたしました。

4．当事業年度後の取締役の地位・担当の異動

・平成30年４月１日付で代表取締役専務執行役員槙島亀久夫氏は産業事業本部長を退任し、社長特命担当となりました。
・平成30年４月１日付で取締役専務執行役員中島和男氏は開発本部長を退任いたしました。
・平成30年４月１日付で取締役常務執行役員、水環境事業本部長渡邊彰彦氏は常務執行役員の地位を退任し、執行役員を兼務しない取締役となりました。
・平成30年４月１日付で取締役常務執行役員藤田直哉氏は産業事業本部長に就任いたしました。

5．取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取　締　役	11名	310百万円
監　査　役	3名	41百万円
合　計	14名	351百万円

（注）1．支給人員には、当事業年度中に退任した取締役２名が含まれております。
2．上記のうち社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬の総額は６名52百万円であります。

6．社外役員に関する事項

（1）重要な兼職の状況および他の兼職先との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況
取　締　役	寺　西　正　司	日東電工株式会社社外監査役
	二　村　文　友	株式会社大阪ソーダ社外取締役
	小　田　木　毅	弁護士 東京製綱株式会社社外監査役
監　査　役	尾　内　正　道	公認会計士、税理士、日東紡績株式会社社外取締役 税理士法人エムオーパートナーズ代表社員

（注）当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

（2）当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	寺　西　正　司	当事業年度に開催された取締役会全13回すべてに出席し、金融機関における長年の経験と財務に関する豊富な知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループ経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社外取締役	二　村　文　友	当事業年度に開催された取締役会全13回すべてに出席し、長年にわたる製造業における企業経営の豊富な経験をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社外取締役	小田木　　毅	平成29年６月27日付で就任後に開催された取締役会全９回すべてに出席し、企業法務に関する高度な専門知識をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社外監査役	髙　石　健　雄	当事業年度に開催された取締役会全13回および監査役会全７回すべてに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、豊富な財務・会計の知見を活かし監査上貴重な指摘や助言を行っております。
社外監査役	尾　内　正　道	当事業年度に開催された取締役会全13回および監査役会全７回すべてに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、公認会計士および税理士として専門的な見地から、監査上貴重な指摘や助言を行っております。

5 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

井上監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（1）公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬

28百万円

（2）当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、（1）の金額は合計金額で記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3．非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である財務調査業務についての対価を支払っております。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

当社は、当社および子会社の内部統制システムの整備に関する基本方針を会社法の規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、平成27年４月23日の取締役会において、次のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

月島機械は、当社および子会社のすべてにわたる業務の適正を確保するために、次の体制を徹底いたします。

１．当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（１）当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、当社および子会社において「企業理念」を定める。また当社は「月島機械グループ企業行動基準」を定め、当社および子会社の役職員全員が遵守する。

〔当社企業理念〕

１．わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します

１．わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します

１．わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

（２）当社は、当社の「取締役会」が、取締役の職務執行についてすべてを掌握し、かつ経営判断とその判断に基づく迅速な執行をすることが必要であると考え、職務の執行にあたる取締役は執行役員を兼務することとし、一方において業務執行の監督および牽制を効果的に実施するため、執行役員を兼務しない「社外取締役」を設ける。

（３）当社は、当社および子会社の経営に関する重要事項について、社内規程に基づき、執行役員を兼務する取締役により構成される「経営会議」（原則毎週開催）で審議・承認、報告・了承する。なお、当該付議事項の内、職務権限規程において取締役会付議事項とされたものおよび当社または子会社の経営に重大な影響を与える事項については、取締役会で審議・承認、報告・了承する。

（４）当社および子会社は、経営会議および取締役会での決定に基づく業務執行に際し、業務分掌、権限規程等に基づき、責任者、業務執行手続きを明確化する。

（５）当社および子会社は、企業行動基準を具体化するために、各種「社内規程」（例えば、個人情報保護基本規程、営業秘密等管理規程、独占禁止法遵守プログラム、インサイダー取引防止規程等）にその詳細を定める。

（6）当社は、これらの規程の実効性を担保するために「企業倫理担当」の取締役を任命し、「CSR統括室」を組織し、また、「企業倫理ヘルプライン」を設け、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努め、社外の弁護士を「企業倫理ヘルプライン」の受信者側の一人として任命する。
（7）当社および子会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、企業行動基準の中に反社会的勢力への対応に関する当社の基本姿勢および社員の心構えとなすべき事項について規定し、これに基づいて、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
（8）以上の実施状況を検証するため、CSR統括室は規程に基づき「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（1）当社は、取締役の職務の執行に係る情報を「文書管理規程」に基づき、保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書等を常時閲覧できる体制をとる。
（2）これらの情報は、電磁的記録または文書により最短で10年間保存しており、今後も必要に応じて記録方法の見直しを図る。
（3）これらの情報のセキュリティを高め事件や事故の発生を防止するために、「情報セキュリティ基本規程」および「情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

3．当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社は、当社および子会社の損失の危険の管理を行うため、「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、有事に際しては取締役により構成される「危機管理委員会」が、子会社を統括して危機管理にあたる。危機管理委員会はその常設機関として総務部門等関連部門より構成される「危機管理委員会事務局」を設置し、危機管理に必要な活動を行う。平時においてはCSR統括室にてリスク分析やリスク関連情報の収集、管理を行い、必要に応じ経営に報告する。
（2）大規模災害等、当社および子会社の経営全般に重大な影響を与える事態が発生した場合は、当社社長を本部長とする「対策本部」を組織し、損害、影響等を最小限にする体制を立ち上げ、その対応にあたる。
（3）当社および子会社は、「各種マニュアル」（例えば、防災ハンドブック、地震防災マニュアル、緊急事態連絡マニュアル等）に危機対応の詳細を定め、緊急時における迅速な対応を図る。

4．当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社は、当社および子会社の中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、各事業本部、部門の具体的な目標を設定し、これらを毎月レビューすることにより目標達成の確度を高め業務の効率性を確保する。

（2）当社および子会社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程により各役職の職務と権限を明確にし、職務執行を分担する。

5．財務報告に係る内部統制の評価および監査を確保するための体制

当社は、金融商品取引法により平成20年４月１日に開始された事業年度から適用されている「財務報告に係る内部統制の経営者による評価および公認会計士等による監査」に対応し、当社および連結子会社の社内体制を整え社外専門家のアドバイスを得て、金融商品取引法および関連するガイドラインに従って、全社的レベルと主要業務プロセスレベルにおける内部統制の整備状況を把握し、有効性の評価を行い、不備がある場合はこれを是正し、内部統制報告書を作成して監査人による監査を受ける。

6．当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当社および子会社は、業務の適正を確保するため、中期経営計画、これに基づく年次計画および具体的な目標を設定する。当社は子会社の当該目標の達成を、四半期毎の「グループ進捗審議会」でレビューすることにより目標達成の確度を高め、業務の効率性を確保する。

（2）当社は、子会社の経営について、各社の自主性を尊重しつつ、「子会社・関連会社の管理基準」に基づき子会社からの定期的な報告と、重要事項については事前了解をとることを求める。上記に関して子会社の活動を把握し、適正に指導するために「関連会社統括担当」の取締役を任命する。

（3）当社は、子会社の業務の適正を確保する体制を作る。具体的には、子会社において「コンプライアンス責任者」の任命、「企業倫理ヘルプライン」の設置、「月島機械グループ企業行動基準」遵守の指導等を行わせ、当社CSR統括室を中心としたコンプライアンス体制を構築する。

（4）上記に加え、子会社に「取締役・監査役」を派遣する。また、当社CSR統括室による「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

7．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役からの補助者に関する要請があれば、当該使用人の人事および取締役からの独立性に関して、取締役と監査役との間で事前協議を行い、監査役を補助する使用人を配置する体制を整える。

8．当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役の指揮命令のもと、取締役の指揮命令から独立して補助業務にあたる。

9．当社の監査役への報告に関する体制

（1）当社の監査役がその職務執行において必要な情報は「取締役および使用人が監査役に報告すべき事項」として定め、監査役に必要な情報を報告する。さらに、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会を確保し、また監査役に対する定期報告および重要書類を回付する体制を整える。

（2）当社の監査役は、当社の代表取締役社長、監査法人と定期的に「意見交換会」を開催する。

（3）当社および子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

（4）当社CSR統括室は、当社および子会社の内部監査、コンプライアンス、企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。

10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨、当社および子会社の役職員に周知する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役が職務の執行について生ずる費用等を処理するために、毎年、一定額の予算を設ける。また、一定額の予算を超えて当社の監査役が当社に対し費用の前払等の請求を行った場合は、審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）当社の監査役は、監査役監査として、不祥事を事前に防止し、遵法、リスク管理、内部統制等業務監査に力点を置いた監査を実施する。

（2）当社の監査役会は、当社の取締役会への牽制と独立性を保つため、企業活動に関する見識と経験が豊富な他社役員、役員経験者および弁護士、公認会計士等の有資格者、学識経験者あるいはこれに準ずる者から社外監査役を起用する。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、前記内部統制システムの整備に関する基本方針の適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

1．コンプライアンスに対する取組みの状況

企業理念を実現するための行動を「月島機械グループ企業行動基準」として定めると同時に、グループにかかる諸規程を定め、当社および子会社に示達するとともに教育を実施し、コンプライアンスの浸透を図っております。

また、当社および子会社の全役職員が利用できる内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を設置し制度の周知の徹底を図ると同時に、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努めております。さらに、通報者が不利益を受けない旨を運営規程に明記するとともに当該ヘルプラインの受信者の一人として社外の弁護士を任命し、受信した通報、相談等について対応を行っております。

2．取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取組みの状況

当社の取締役会は社外取締役３名を含む取締役９名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。取締役会は当事業年度においては13回開催し、取締役および監査役は審議事項について活発な意見交換を行い、意思決定および監督の実効性の確保を図っております。なお、当事業年度より、取締役会の実効性について分析・評価を開始しております。

また、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、月次で状況を確認・検証し、必要に応じて対策案を立案し実行に移しております。取締役会の決定事項については、職務権限規程に基づき、担当の各役職の職務と権限を明確にし、組織的かつ効率的にその執行を図っております。

3．損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社および子会社の事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、「危機管理委員会」を主体に対応を図っております。

また、緊急時における迅速な対応を図るため、各種マニュアル(防災ハンドブック、緊急事態連絡マニュアル等)に危機対応の詳細を定め、周知の徹底を図っております。

4．当社および子会社における業務の適正性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役および執行役員が子会社の役員に就任することにより、子会社の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われているかを監督しております。

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部で子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社は当社の「子会社・関連会社の管理基準」に基づき、重要事項について、当社の主管部門に対し、事前の承認申請および定期的な報告を行っております。また当社は、四半期毎に「グループ進捗審議会」を開催し、子会社の中期経営計画に基づく年次計画の進捗状況を確認しております。

また、CSR統括室が内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告しております。

5．監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

当社の監査役会は常勤監査役２名を含む監査役３名で構成され、当事業年度においては監査役会を７回開催し、監査に関する事項についての協議、決議を行っております。また、それらに必要な費用の予算化も図られております。職務の執行に際しては、CSR統括室が監査役会事務局として執行の補助を行う体制をとっております。

監査役は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見交換を行い、予算委員会、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況の監査を実施するとともに、内部統制システムの整備およびその運用状況を確認しております。

また、CSR統括室は、当社および子会社の内部監査、コンプライアンス、企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に監査役に報告すると同時に、当社および子会社の役職員が監査役に報告を行ったことに伴って不利な取り扱いを受けることのないように、周知徹底を図っております。

7 株式会社の支配に関する基本方針 (平成30年３月31日現在)

１．会社の支配に関する基本方針

当社は、「ほとんど輸入であった諸産業の機械装置を国産し、製糖産業を出発点として、化学工業、金属精錬等の興隆に奉仕する」という創業の精神の下、1905年の創業以来、乾燥、ろ過、蒸留、分離、焼却といった単位操作技術に基づく産業機械や環境装置を設計、製造してまいりました。また、自社の製品やプロセスを核としたプラントの設計、建設といったエンジニアリングを手がけ、さらには、建設したプラントのメンテナンスや維持管理、運転管理等を請け負う等、総合的な技術ソリューションをお客様に提供することで、「かけがえのない地球環境を守り、豊かな社会の礎になる諸産業に寄与する」ことを実践してまいりました。

当社は、企業が継続して発展していくには、お客様、従業員、取引先および株主等のステークホルダーとの良好な関係等を維持し発展させ、技術を基盤として中長期的な視点に立って経営することが、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることに繋がるものと認識しております。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに当社株式の大規模な買付けを行う大規模買付行為であっても、企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当該大規模買付行為に応じるかどうかは、最終的に、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握した株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

もっとも、当社株主の皆様が、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握し、当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するには、大規模買付者から十分な情報提供がなされ、さらには、現に当社の経営を担っている当社取締役会から当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を含めた十分な情報が提供されることが必要であると考えております。

そこで当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が当社株主の皆様に必要に応じて代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するために、必要な手続きを定めることとし、当該大規模買付行為を行う者が当該手続きを遵守しない場合および遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値および株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための取組みが必要不可欠であると判断いたします。

2．基本方針を実現するための取組み

当社は、「最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献する」、「市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供する」、「創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざす」ことを企業理念として定めております。当社はこの企業理念の下、工場での製造技術を基盤とし単位操作技術を駆使した機械、装置の開発から設計、製造を行い、プロセス開発を手がけ、それら機械や装置、プロセスを核にしたプラントエンジニアリングを行い、さらには、そのメンテナンスや維持管理、運転管理をお客様に提供し、産業の発展と環境保全に寄与することで社会貢献を果たしております。これらの当社および当社グループが提供する一連のサービスは、開発・設計・調達・製造・建設・アフターサービスといった当社および当社グループのバリューチェーンによって成せるものであり、このバリューチェーンを有することが当社の強みであり、特徴であると認識しております。

当社グループは、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や廃酸、固形廃棄物処理等の環境関連設備を主要マーケットとする産業事業の２つを主たる事業領域と捉えております。当社グループは両事業における持続的な成長を目指すために、「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」を基本方針とした中期経営計画（平成28年４月～平成31年３月）を策定・公表し、事業活動を展開しております。なお、中期経営計画における具体的な施策は以下のとおりです。

（１）安定収益基盤の構築

水環境事業

当社グループは、重要な社会インフラである上下水道施設の改築更新需要を取り込むために、創エネルギー、省エネルギー技術を中心とした各種汚泥処理設備の営業活動を展開してまいります。また、それら社会インフラを長期間にわたり安定的に維持・運営していくために、PFI、DBO事業や包括O&M業務等のライフサイクルビジネスの営業活動を展開してまいります。

さらには、未利用バイオマスを活用したFITによる汚泥消化ガス発電事業を展開することで、地球温暖化防止に貢献するとともに長期安定収益の確保に努めてまいります。

産業事業

当社グループは、各種産業分野における高効率な生産プラント設備および単体機器の営業活動とともに、排水・廃液・廃酸・排ガス・固形廃棄物処理等の環境関連プラントの営業活動を強化してまいります。

（2）成長基盤の構築

水環境事業

当社グループは、中長期的な市場拡大が期待できるアジア諸国および欧州諸国向けに、現地企業との協業関係を構築した上で、海外上下水道プラントおよび機器の拡販を推進し、事業の成長を目指してまいります。

産業事業

当社グループは、各海外拠点および海外の協力企業との連携を強化・推進することで、アジア諸国をはじめ欧州、豪州、北南米地域も含めた海外での各種産業プラントおよび機器の拡販を推進し、事業の成長を目指してまいります。

なお、上述の「安定収益基盤の構築」、「成長基盤の構築」という基本方針を実現するために、中期経営計画期間においては以下の内容の機動的な戦略投資を実行してまいります。

① 両事業における研究開発投資として40億円
② 両事業におけるM&A投資として100億円
③ 水環境事業におけるFIT事業投資として50億円

3．会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記１．に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下、「本プラン」といいます。）を株主総会における承認を得て導入いたしております。

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際に大規模買付者が遵守すべき手続きを設定するものであり、当該手続きとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後でなければ当該大規模買付行為を開始することができない、というものです。

本プランにおいては、対抗措置の発動要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的な判断の介入する余地を可及的に排除しております。また、対抗措置の発動等、当社取締役会が大規模買付者の提案を評価、検討するに際しては、当社取締役会の恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の公正性、合理性ならびに客観性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者委員会を設置し、その勧告を最大限に尊重することとしており、当社の企業価値、株主共同の利益の確保に適うような運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランの概要は、平成29年５月12日付「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」として公表しており、このプレスリリース全文については、当社ホームページ（http://www.tsk-g.co.jp/news/pdf/20170512.pdf）をご参照願います。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資、連結配当性向等を総合的に勘案しながら安定配当に努めることを利益配分の基本方針としております。

内部留保資金につきましては、長期的な展望に立った新事業開拓・育成への投資、M&A投資、新技術開発のための研究開発投資等に活用し、企業基盤の強化に取り組んでまいります。

なお、当社は、機動的な配当政策および資本政策の遂行を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等を株主総会のほか、取締役会の決議により行うことができる体制を整えております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、本年５月24日開催の取締役会において、１株当たり９円と決定し、これにより、当事業年度の配当額は、中間配当金を含め１株当たり17円となります。

（注）１．事業報告の記載金額は、単位未満切り捨てにより表示しております。
２．事業報告の千株単位の記載株式は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 （平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**76,351**
現金及び預金	21,320
受取手形及び売掛金	36,788
電子記録債権	1,741
有価証券	6,005
仕掛品	6,751
原材料及び貯蔵品	348
繰延税金資産	1,680
その他	1,870
貸倒引当金	△155
固定資産	**42,559**
有形固定資産	**17,392**
建物及び構築物	5,111
機械装置及び運搬具	5,564
土地	5,328
リース資産	232
建設仮勘定	947
その他	207
無形固定資産	**1,080**
のれん	357
その他	722
投資その他の資産	**24,087**
投資有価証券	21,809
長期貸付金	183
繰延税金資産	1,195
その他	1,753
貸倒引当金	△854
資産合計	**118,911**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**36,978**
支払手形及び買掛金	15,230
電子記録債務	4,248
短期借入金	269
１年内返済予定の長期借入金	806
リース債務	129
未払法人税等	753
前受金	6,369
賞与引当金	2,340
完成工事補償引当金	900
工事損失引当金	550
その他	5,380
固定負債	**16,828**
長期借入金	7,985
リース債務	141
繰延税金負債	3,674
役員退職慰労引当金	363
退職給付に係る負債	3,601
その他	1,062
負債合計	**53,806**
純資産の部	
株主資本	**58,969**
資本金	6,646
資本剰余金	5,484
利益剰余金	47,707
自己株式	△869
その他の包括利益累計額	**5,483**
その他有価証券評価差額金	6,402
繰延ヘッジ損益	9
為替換算調整勘定	△321
退職給付に係る調整累計額	△607
非支配株主持分	**651**
純資産合計	**65,104**
負債純資産合計	**118,911**

連結損益計算書（自 平成29年４月１日　至 平成30年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**85,095**
売上原価		**68,167**
売上総利益		16,927
販売費及び一般管理費		**12,497**
営業利益		**4,430**
営業外収益		
受取利息	76	
受取配当金	386	
その他	146	**610**
営業外費用		
支払利息	68	
為替差損	57	
その他	154	**280**
経常利益		**4,759**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	124	
負ののれん発生益	1,291	
退職給付信託設定益	2,177	**3,594**
特別損失		
のれん償却額	2,304	
固定資産除売却損	5	
特定工事損失	315	
貸倒引当金繰入額	212	
その他	32	**2,869**
税金等調整前当期純利益		**5,484**
法人税、住民税及び事業税	1,789	
法人税等調整額	573	**2,362**
当期純利益		**3,121**
非支配株主に帰属する当期純利益		**181**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,940**

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）

（単位：百万円）

区　分	前連結会計年度 （自 平成28年4月 1 日 至 平成29年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成29年4月 1 日 至 平成30年3月31日）	比較増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,970	△643	△12,614
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,980	△3,747	△1,766
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,384	2,334	950
現金及び現金同等物に係る換算差額	△74	171	245
現金及び現金同等物の増減額	11,299	△1,885	△13,185
現金及び現金同等物の期首残高	17,578	28,878	11,299
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	－	108	108
現金及び現金同等物の期末残高	28,878	27,101	△1,777

○営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果使用した資金は、6億43百万円となりました（前連結会計年度は119億70百万円の獲得）。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上54億84百万円およびたな卸資産の減少額42億49百万円等の増加要因があったものの、売上債権の増加額63億3百万円、前受金の減少額23億円および法人税等の支払額22億58百万円等の減少要因があったことによるものであります。

○投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、37億47百万円となりました（前連結会計年度は19億80百万円の支出）。これは主に、有形固定資産の取得による支出19億95百万円および連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出14億90百万円等があったことによるものであります。

○財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は、23億34百万円となりました（前連結会計年度は13億84百万円の獲得）。これは主に、長期借入金の返済による支出10億18百万円および配当金の支払額７億56百万円等があったものの、長期借入れによる収入37億76百万円等があったことによるものであります。

計算書類

貸借対照表 (平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**39,325**
現金及び預金	8,700
受取手形	258
電子記録債権	142
売掛金	19,946
有価証券	6,000
仕掛品	1,825
原材料及び貯蔵品	57
繰延税金資産	820
未収入金	1,217
短期貸付金	34
その他	413
貸倒引当金	△92
固定資産	**43,688**
有形固定資産	**14,005**
建物	4,254
構築物	144
機械及び装置	4,945
車両運搬具	3
工具器具備品	79
土地	3,527
リース資産	187
建設仮勘定	862
無形固定資産	**532**
ソフトウエア	322
その他	210
投資その他の資産	**29,150**
投資有価証券	20,381
関係会社株式	8,066
関係会社出資金	135
長期貸付金	165
前払年金費用	51
その他	1,204
貸倒引当金	△854
資産合計	**83,014**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**20,879**
買掛金	9,369
電子記録債務	1,938
１年内返済予定の長期借入金	300
リース債務	114
未払金	1,382
未払費用	210
未払法人税等	233
前受金	1,121
預り金	4,648
賞与引当金	704
完成工事補償引当金	715
工事損失引当金	97
その他	43
固定負債	**7,299**
長期借入金	2,590
リース債務	107
繰延税金負債	3,587
退職給付引当金	249
その他	764
負債合計	**28,179**
純資産の部	
株主資本	**48,375**
資本金	**6,646**
資本剰余金	**5,485**
資本準備金	5,485
その他資本剰余金	0
利益剰余金	**37,111**
利益準備金	1,026
その他利益剰余金	36,084
固定資産圧縮積立金	2,214
繰越利益剰余金	33,870
自己株式	**△869**
評価・換算差額等	**6,459**
その他有価証券評価差額金	6,446
繰延ヘッジ損益	13
純資産合計	**54,834**
負債純資産合計	**83,014**

損益計算書（自 平成29年４月１日　至 平成30年３月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**39,119**
売上原価		**31,759**
売上総利益		7,359
販売費及び一般管理費		**6,776**
営業利益		**583**
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	2,463	
その他	28	**2,505**
営業外費用		
支払利息	4	
支払保証料	19	
為替差損	33	
その他	9	**66**
経常利益		**3,021**
特別利益		
固定資産売却益	0	
退職給付信託設定益	2,177	**2,178**
特別損失		
固定資産除売却損	0	
関係会社株式評価損	2,940	
特定工事損失	198	
貸倒引当金繰入額	212	
その他	26	**3,376**
税引前当期純利益		**1,823**
法人税、住民税及び事業税	184	
法人税等調整額	763	**947**
当期純利益		**876**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

月島機械株式会社
取締役会　御中

井 上 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　**萱 嶋 秀 雄** ㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　**尾 上 友 之** ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、月島機械株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、月島機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

月島機械株式会社
取締役会　御中

井 上 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　萱 嶋 秀 雄 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　尾 上 友 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、月島機械株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、CSR統括室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年５月18日

月島機械株式会社　監査役会

常勤監査役　**佐　野　　広**　㊞

常勤監査役　**髙　石　健　雄**　㊞

監　査　役　**尾　内　正　道**　㊞

（注）監査役　髙石健雄、監査役　尾内正道は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メモ

メモ

メモ

株　主　メ　モ

● **事業年度**	４月１日から翌年３月31日まで
● **定時株主総会**	６月に開催いたします。
● **基準日**	定時株主総会　３月31日 期末配当金受領株主確定日　３月31日 中間配当金受領株主確定日　９月30日
● **株主名簿管理人** **特別口座　口座管理機関**	三菱UFJ信託銀行株式会社
● **同連絡先**	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137－8081　新東京郵便局私書箱第29号 TEL　0120-232-711 **（通話料無料）**
● **公告方法**	電子公告　http://www.tsk-g.co.jp （ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。）
● **単元株式数**	100株
● **株主優待制度**	（１）毎年３月末日の株主名簿において、1,000株以上ご所有の株主様に対し、10月中旬に新米（新潟魚沼産こしひかり）４kgを送付いたします。 （２）毎年９月末日の株主名簿において、４月以降あらたに1,000株以上ご所有になられた株主様に対し、11月初旬に新米（新潟魚沼産こしひかり）４kgを送付いたします。 （３）毎年３月末日の株主名簿において、３年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様（※）に対し、上記（１）に新米（新潟魚沼産こしひかり）２kgを追加いたします。 ※「３年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様」とは、３月末日の株主名簿において、同一株主番号で３年以上継続して記録されている株主様（同一の株主番号で1,000株以上を、９月末日、３月末日の株主名簿に７回以上継続して記録されている株主様）といたします。
● **ホームページアドレス**	http://www.tsk-g.co.jp （IR情報では詳細な財務情報および決算短信を掲載しております。）

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区晴海4-7-28
ホテルマリナーズコート東京
4階　白鳳
電話：03-5560-2525

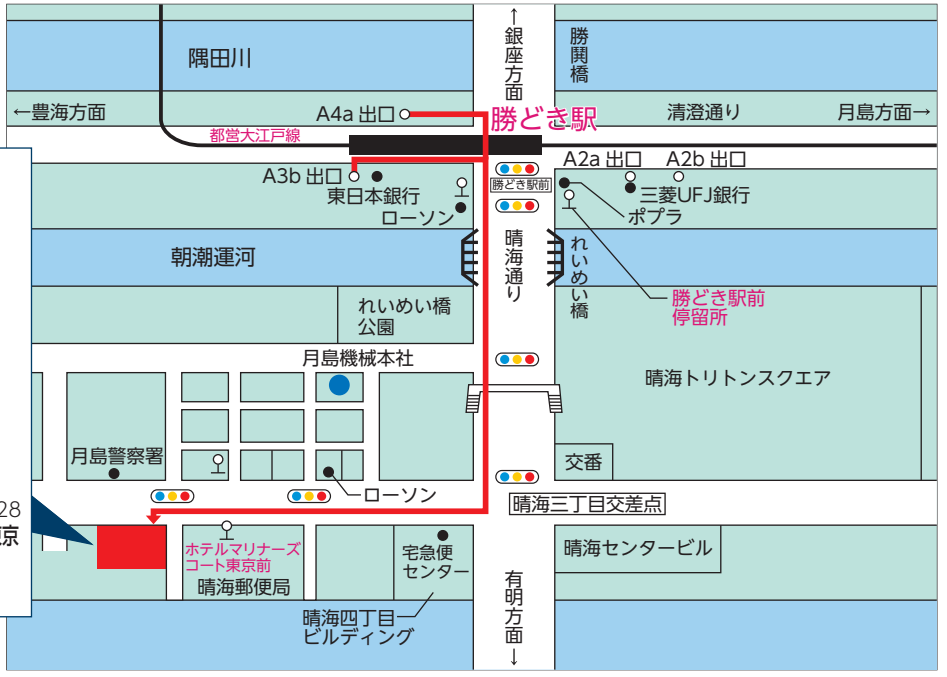

■ 勝どき駅から徒歩でお越しの場合

勝どき駅（大江戸線）A3b、A4a出口から15分（ —— 徒歩コース）

経路
❶勝どき駅A3b、A4a出口より、晴海通りを有明方面にお進みください。
❷れいめい橋を渡り、晴海三丁目交差点まで進みます。
❸同交差点を渡り、晴海通りを右折します。
❹そのまま直進していただき、二つ目の信号の先左手に会場がございます。

■ バスでお越しの場合

バス停最寄り駅	勝どき駅	東京駅	有楽町駅	銀座駅	
	大江戸線	JR線 丸ノ内線	JR線 有楽町線	日比谷線 銀座線	丸ノ内線
都営バスの系統 行先	都03又は05-1	都05-1	都05-1	都03又は05-1	
	晴海埠頭行き ※都バス05-2系統「東京ビッグサイト」行は「ホテルマリナーズコート東京前」には停車いたしませんので、ご注意願います。				
乗車停留所	勝どき駅前	東京駅丸の内南口	有楽町駅前	銀座四丁目	数寄屋橋
下車停留所	ホテルマリナーズコート東京前				

※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

株主総会ご出席の皆様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。